

平成 23 年 2 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

雇用促進税制の創設

2011 年税制改正情報

2011 年度税制改正において、一定以上の雇用増を生み出した企業に対して、税制上の優遇措置を与える「雇用促進税制」が創設されます。

【適用要件】

〔1〕 雇用人数が増加していること

事業年度末時点の雇用保険の一般被保険者数が、前事業年度末時点より、**10%以上かつ 5 人増加**していること。

(注) **中小企業者等については 2 人以上増加していること。**

(週 20 時間以上勤務の雇用保険に加入しているパートも対象)

〔2〕 事業主都合による離職者がいないこと

前事業年度末に事業主都合で従業員を解雇し、見かけ上の雇用者数を増やすような不適切な操作を防ぐため、事業主の都合による退職者がいないこと。

〔3〕 支給給与額が増加していること

支払給与額が、前事業年度の支払給与額よりも下記の算式で算定された額以上に増加している事

「 $\text{給与増加額} \geq \text{前事業年度の給与額} \times \text{雇用者増加率} \times 30\%$ 」

算定の基礎となる支払給与額からは、役員給与・役員の親族等に支給する給与及び退職給与の額を除きます。

また、出向者に対する給与負担としての給与も除外します。

【税額控除限度額】

雇用保険の一般被保険者の増加人数に対して、一人当たり 20 万円を乗じた額を法人税から控除する。

限度額・・・法人税額の 10% (中小企業等については 20%)

【具体的な手続き】

①事業年度開始後 2 ヶ月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、公共職業安定所長（ハローワーク）に届け出る。

②事業年度終了 2 ヶ月以内に、ハローワークより雇用促進計画について確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付する。

【適用期間】

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について適用する。